

吉備中央町農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 募集人数

10人

2 任期

農業委員会が委嘱した日から、令和10年11月13日までとする。

3 身分及び報酬の額

吉備中央町の特別職の非常勤職員

月額 16,500円

(吉備中央町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年条例第57号)の定めるところによる)

4 職務内容

- (1) 農業委員と連携して、農地等の利用の最適化(遊休農地の発生防止・解消担い手への農地利用の集積・集約化の推進、新規就農の促進等)に関することを行う。
- (2) 農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査を行う。
- (3) 農業委員会の総会(毎月開催)へ必要に応じて出席し、農地法等の権限に属された事項の審議の際に報告又は意見を述べる。

5 農地利用最適化推進委員の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と関心を持ち、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、下記のものとは農業委員会等に関する法律により推進委員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 募集方法

- (1) 団体等からの推薦 (地域や団体が推薦する方法)
- (2) 個人からの推薦 (3人以上の個人が推薦する方法)
- (3) 一般募集 (自ら応募する方法)

7 募集区域

- (1) 第1区 (広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部)
- (2) 第2区 (上田東、細田、三納谷、上田西、円城、案田、高富、神瀬、船津、小森)
- (3) 第3区 (富永、下土井、和田、井原)
- (4) 第4区 (豊岡下、大木、三谷、豊岡上)
- (5) 第5区 (尾原、笹目、福沢、溝部、杉谷、栗井谷)
- (6) 第6区 (上竹、納地)
- (7) 第7区 (豊野、竹荘)
- (8) 第8区 (黒土、田土、湯山)
- (9) 第9区 (吉川、黒山)
- (10) 第10区 (北、岨谷、宮地、西)

8 推薦及び応募に係る手続き等

推薦書(別紙様式3号)または応募書(別紙様式4号)、履歴書(指定様式)に必要事項を記入し、下記のとおり持参、または郵送のこと。

(なお、提出された書類は返還しませんのでご了承ください。また、受付期間の中間及び期間終了後に吉備中央町のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに必要事項を公表します。)

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月30日(月)まで

(持参の場合: 平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(郵送の場合: 令和7年6月30日必着)

(2) 提出先

〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1-2

吉備中央町農林課(農業委員会事務局)

9 選考方法

推薦もしくは応募による委員候補者が募集人数を超えた場合、または農業委員会が必要と認めた場合は選考委員会を開催し、提出書類の内容をもとに候補者を決定する。（必要に応じて面接を行う場合があります。）

推進委員候補者となられた方は、農業委員会の総会にて決定した後、令和7年11月14日以降の新体制での農業委員会の総会にて委嘱する。なお、結果については、書面で通知する。

10 問い合わせ先

〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1-2
吉備中央町農林課（農業委員会事務局）
電話 0866-54-1318